

事務連絡
平成26年3月31日

各都道府県・指定都市
認定こども園制度御担当部局
子ども・子育て支援新制度御担当部局 御中

文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室

認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲について

日頃より幼児期の学校教育・保育、また、子ども・子育て支援新制度の施行準備につきまして、御理解、御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年12月、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）（別紙1参照）において、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る事務・権限については、「都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知する」旨、閣議決定されました。

また、子ども・子育て支援新制度における改正後の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下、「認定こども園法」という。）においては、幼保連携型認定こども園の認可は、都道府県、指定都市、中核市が行うこととされています。

上記のことを踏まえ、認定こども園法（現行及び改正後を含む。）に基づく都道府県の認定こども園の認定に係る事務・権限については、地方自治法第252条の17の2（条例による事務処理の特例）（別紙2参照）により処理することができる旨、お知らせいたします。

なお、事務・権限の移譲にあたっては、円滑に行われるよう、教育・保育の関係者等の意見も聞きながら、自治体間で十分に検討・調整を行っていただきますよう、よろしく願いいたします。

都道府県におかれては、域内の市町村に対して周知いただくよう、お願いいたします。

○ 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）（抄）

3 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に関する見直し
（7）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）（厚生労働省と共管）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。

- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理（3条1項、3項、7項及び4条1項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査（3条5項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知（3条8項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をした場合の公示（3条9項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の有効期間の設定（5条）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表（7条）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保（8条）

※ 条項は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平24法66）」による改正後の条項。

○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（条例による事務処理の特例）

第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例（中略）を制定し又は改廃する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

3・4 （略）

担当 文部科学省 幼児教育課 横田・金作・酒井（吉）

T E L :03-6734-3136(直通)

F A X :03-6734-3736

厚生労働省 保育課 堀・橋本（圭）

T E L :03-3595-2542(直通)

F A X :03-3595-2674